

令和5年6月定例会提出議案概要

1	招集告示日	令和5年5月30日	
2	招 集 日	令和5年6月6日	
3	提出議案件数	27件	
		予 算 2件	
		条 例 9件	
		その他 16件	
4	議案等件名		
	議案第32号	令和5年度西条市一般会計補正予算（第4回） について	別 冊
	議案第33号	令和5年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第34号	橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と 交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋におけ る耐震補強工事委託に関する協定の締結につい て	
			1
	議案第35号	財産の取得について	2
	議案第36号	字の区域の変更について	3
	議案第37号	字の区域の変更及び小字の廃止について	4
	議案第38号	土地改良事業の施行について	5
	議案第39号	土地改良事業の施行について	6
	議案第40号	西条市税条例の一部を改正する条例について	7
	議案第41号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	8
	議案第42号	西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正す る条例について	12
	議案第43号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	13
	議案第44号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	14
	議案第45号	西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	15
	議案第46号	西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する	

	法律施行条例の一部を改正する条例について . . .	1 6
議案第 4 7 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 7
議案第 4 8 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例につ いて	1 8
報告第 5 号	令和 4 年度西条市繰越明許費繰越計算書につい て	2 0
報告第 6 号	令和 4 年度西条市病院事業会計予算繰越計算書 について	2 1
報告第 7 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越 計算書について	2 2
報告第 8 号	西条市土地開発公社の経営状況について	2 3
報告第 9 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	2 4
報告第 1 0 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	2 5
報告第 1 1 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	2 6
報告第 1 2 号	消防設備点検業務に係る委託契約における債務 不履行に伴う和解の専決処分について	2 7
報告第 1 3 号	権利の放棄について	2 8
報告第 1 4 号	権利の放棄について	2 9

議案第34号 橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する
西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託
に関する協定の締結について

(建設道路課)

1 提出の理由

橋りょう耐震化事業に伴う四国縦貫自動車道と交差する西条市が管理する裏ノ谷第一橋における耐震補強工事委託に関する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 協定金額

213,400,000円

(2) 協定の相手方

香川県高松市朝日町四丁目1番3号

西日本高速道路株式会社

四国支社長 松本浩志

(3) 工事内容

ア 耐震補強工事

- ・橋脚耐震補強工（RC巻き立て） 2基
- ・水平力分担構造設置工 橋台2基、橋脚2基

イ 補修工事

- ・ひび割れ注入工 1橋
- ・断面修復工 1橋
- ・表面保護工 1橋

議案第 35 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I 型）を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I 型）

(2) 取得金額

42,240,000 円

(3) 取得相手方

松山市大手町 1 丁目 10 番地 1

株式会社岩本商会

代表取締役 仙波 誉子

議案第36号 字の区域の変更について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

平成28年度から国営緊急農地再編整備事業(道前平野地区)を実施しており、19換地区のうち、久妙寺換地区の区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく換地処分を行うに当たり、当該換地区の字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 国営緊急農地再編整備事業(道前平野地区)
- (2) 事業年度 平成28年度から令和11年度まで
- (3) 区画整理面積 道前平野地区全体650ha(久妙寺換地区36.4ha)
- (4) 字の区域の変更 丹原町久妙寺、丹原町古田、丹原町高松、丹原町今井

議案第 37 号 字の区域の変更及び小字の廃止について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

西条市小松町新屋敷の一部及び氷見の一部を施行地域とする、共同施行による非補助土地改良事業(過行地区)が平成18年度から実施されているが、令和4年度までに区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく換地処分を行うに当たり、当該地区内の字の区域を変更し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 事業名 共同施行土地改良事業(非補助土地改良事業)

(2) 地区名 過行地区

(3) 事業年度 平成18年度から令和5年度まで

(4) 区画整理面積 3.1ha

(5) 字の区域の変更 小松町新屋敷、氷見

(6) 小字の廃止 小松町新屋敷字過行、氷見字松ヶ久保

議案第38号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

小向高水口地区に位置する取水堰の改良を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

小向高水口地区

(2) 事業費

34,000,000円

(3) 受益面積

9.5ヘクタール

(4) 受益者数

27戸

(5) 整備内容

取水堰改良 一式

(6) 事業期間

令和6年度及び令和7年度

議案第39号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

大明神川左岸地区に位置する水路橋の改修を、土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

大明神川左岸地区

(2) 事業費

2,250,000円

(3) 受益面積

35.3ヘクタール

(4) 受益者数

93戸

(5) 整備内容

水路橋改修 延長19メートル

(6) 事業期間

令和5年度

議案第40号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の一部が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 軽自動車税における原動機付自転車の種別割の税率について、3輪以上の特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の税率区分を、3輪以上のもので総排気量が0.02リットルを超えるもの等から総排気量が0.05リットル以下のもの等に変更する。
- (2) 森林環境税について、令和6年度から個人市民税の均等割の賦課徴収に併せ、国税として1人当たり年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとなることから、森林環境税の賦課徴収に必要となる個人市民税の規定について整備する。

3 施行期日

令和5年7月1日。ただし、森林環境税の賦課徴収に関する規定については、令和6年1月1日とするほか、一部の規定については、令和7年1月1日

議案第41号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)の一部が施行されたことに伴い、及び令和5年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の20万円から国が示す限度額基準の22万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額(医療分)	(現行どおり)	65万円
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	<u>22万円</u>	<u>20万円</u>
介護納付金課税額(介護分)	(現行どおり)	17万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の28万5,000円から29万円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の52万円から53万5,000円に引き上げる。

区 分	軽 減 対 象 世 帯 の 判 定 基 準	
	改 正 案	現 行
7割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 \leq 430,000円+100,000円 \times (給与所得者等 ^{*1} の数-1)
5割軽減世帯	世帯の合計所得 \leq 430,000円+ <u>290,000円</u> \times (被保険者	世帯の合計所得 \leq 430,000円+ <u>285,000円</u> \times (被保険者

	数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×(給与所得 者等の数-1)	数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×(給与所得 者等の数-1)
2割軽減世帯	世帯の合計所得≤430,000 円+ <u>535,000円</u> ×(被保険者 数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×(給与所得者 等の数-1)	世帯の合計所得≤430,000 円+ <u>520,000円</u> ×(被保険者 数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×(給与所得者 等の数-1)

- ※1 給与所得者等 給与収入が55万円を超える者、公的年金等収入が60万円を超える65歳未満の者又は公的年金等収入が125万円を超える65歳以上の者
- 2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

(3) 税率及び軽減額の改定

ア 基礎課税額（医療分）

- (ア) 所得割 8.33%（現行 8.6%）
- (イ) 資産割 10.5%（現行 21%）
- (ウ) 均等割額（1人につき） 29,000円（現行24,800円）
- (エ) 平等割額
- 特定（継続）世帯以外 20,900円（現行19,200円）
- 特定世帯 10,450円（現行 9,600円）
- 特定継続世帯 15,675円（現行14,400円）
- (オ) 軽減世帯の均等割の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯（1人につき） 20,300円（現行17,360円）
 - ・ 5割軽減世帯（1人につき） 14,500円（現行12,400円）
 - ・ 2割軽減世帯（1人につき） 5,800円（現行 4,960円）
- (カ) 未就学児の均等割の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯（1人につき） 4,350円（現行 3,720円）
 - ・ 5割軽減世帯（1人につき） 7,250円（現行 6,200円）
 - ・ 2割軽減世帯（1人につき） 11,600円（現行 9,920円）
 - ・ 軽減世帯以外（1人につき） 14,500円（現行12,400円）
- (キ) 軽減世帯の平等割の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	14,630円（現行13,440円）
特定世帯	7,315円（現行6,720円）
特定継続世帯	10,973円（現行10,080円）
・5割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	10,450円（現行9,600円）
特定世帯	5,225円（現行4,800円）
特定継続世帯	7,838円（現行7,200円）
・2割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	4,180円（現行3,840円）
特定世帯	2,090円（現行1,920円）
特定継続世帯	3,135円（現行2,880円）
イ 後期高齢者支援金等課税額（支援分）	
(ア) 所得割	2.53%（現行2.1%）
(イ) 資産割	2.7%（現行5.4%）
(ウ) 均等割額（1人につき）	9,000円（現行6,600円）
(エ) 平等割額	
・特定（継続）世帯以外	6,400円（現行5,200円）
・特定世帯	3,200円（現行2,600円）
・特定継続世帯	4,800円（現行3,900円）
(オ) 軽減世帯の均等割の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯（1人につき）	6,300円（現行4,620円）
・5割軽減世帯（1人につき）	4,500円（現行3,300円）
・2割軽減世帯（1人につき）	1,800円（現行1,320円）
(カ) 未就学児の均等割の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯（1人につき）	1,350円（現行990円）
・5割軽減世帯（1人につき）	2,250円（現行1,650円）
・2割軽減世帯（1人につき）	3,600円（現行2,640円）
・軽減世帯以外（1人につき）	4,500円（現行3,300円）
(キ) 軽減世帯の平等割の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	4,480円（現行3,640円）
特定世帯	2,240円（現行1,820円）
特定継続世帯	3,360円（現行2,730円）
・5割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	3,200円（現行2,600円）
特定世帯	1,600円（現行1,300円）

特定継続世帯	2,400円	(現行 1,950円)
・2割軽減世帯について		
特定(継続)世帯以外	1,280円	(現行 1,040円)
特定世帯	640円	(現行 520円)
特定継続世帯	960円	(現行 780円)
ウ 介護納付金課税額(介護分)		
(ア) 所得割	2.17%	(現行 1.9%)
(イ) 資産割	2.85%	(現行 5.7%)
(ウ) 均等割額(1人につき)	9,600円	(現行 7,200円)
(エ) 平等割額	5,100円	(現行 3,800円)
(オ) 軽減世帯の均等割の軽減額を次のとおりとする。		
・7割軽減世帯(1人につき)	6,720円	(現行 5,040円)
・5割軽減世帯(1人につき)	4,800円	(現行 3,600円)
・2割軽減世帯(1人につき)	1,920円	(現行 1,440円)
(カ) 軽減世帯の平等割の軽減額を次のとおりとする。		
・7割軽減世帯について	3,570円	(現行 2,660円)
・5割軽減世帯について	2,550円	(現行 1,900円)
・2割軽減世帯について	1,020円	(現行 760円)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 4 2 号 西条市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
について

(子育て支援課)

1 提出の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定について、整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 4 3 号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(令和5年内閣府令第33号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) こども家庭庁の設置に伴い、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたため、関係規定を整備する。
- (2) 条例において引用している子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の規定について、整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 4 4 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

子ども家庭庁の設置に伴い、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたため、関係規定を整備する。

3 施行期日

公布の日

議案第 4 5 号 西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

(衛生施設課)

1 提出の理由

一般廃棄物最終処分場のうち、埋立てが終了している西条市小松一般廃棄物最終処分場の廃止に必要な手続が完了したことから、当該施設を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市小松一般廃棄物最終処分場に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

議案第 46 号 西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

(農水振興課)

1 提出の理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 1 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

特定用途制限地区のうち、田園居住地区内において、床面積の合計が 300 平方メートルを超える畜産業用車庫の建築等をしてはならない。ただし、同一敷地内にある畜舎等に附属する畜産業用車庫については、主たる畜舎等の床面積の合計を超えない場合に限り、300 平方メートルを超えるものも建築等を行うことができる。

3 施行期日

公布の日

議案第 47 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した戻川 6 区、戻川 7 区及び戻川 8 区を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表の戻川 6 区、戻川 7 区及び戻川 8 区に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

議案第48号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の一部が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備について、充電対象の電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものへの拡大、全出力の上限の廃止並びに位置、構造及び管理に関する基準についての規定の整備を行う。

(2) 喫煙等に関する規定について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識を設置しなくてもよいこととするほか、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定める規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び附則第2項の規定は、令和5年10月1日

(2) 経過措置

ア 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の西条市火災予防条例（平成16年西条市条例第206号。以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

イ 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

ウ 条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号

のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和5年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 17事業の合計

繰越額		572,388,000円
	国庫支出金	309,726,600円
	県支出金	4,327,500円
充当財源	市債	53,000,000円
	分担金	7,583,800円
	一般財源（繰越金）	197,750,100円

報告第6号 令和4年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について
(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和4年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

西条市立周桑病院における本館蓄熱用熱源機更新工事において、施工に当たり、病院施設との調整に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

1, 262万7, 555円

報告第7号 令和4年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和4年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠建設事業において公共下水道全体計画区域の見直しに伴い、地域住民の意見集約に不測の日数を要したこと、ポンプ場建設事業において港湾管理者との協議及び入札不調により、契約締結に不測の日数を要したこと、ポンプ場改良事業において港湾管理者との協議に不測の日数を要したこと、並びに処理場改良事業である西条浄化センター改築工事委託において、半導体不足による電気・機械設備の納期の遅れにより、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

2億9,327万7,000円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和 4 年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和 5 年度予算関係

収益的収入及び支出予算		1, 000 円
資本的収入及び支出予算	収入	0 円
	支出	0 円
資金計画	受入	2, 381, 000 円
	支払	168, 000 円

報告第9号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和4年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和5年度予算関係

経常収益	15,907,000円
経常費用	15,873,523円
差引（損益）	33,477円

報告第10号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和4年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和5年度予算関係

収入予算	113,612,000円
支出予算	112,884,000円
差引（損益）	728,000円

報告第11号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和4年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査報告書

(2) 令和5年度予算関係

収入予算	52,595,000円
支出予算	59,613,000円
差引（損益）	△7,018,000円

報告第12号 消防設備点検業務に係る委託契約における債務不履行
に伴う和解の専決処分について

(施設管理課)

1 提出の理由

消防設備点検業務に係る委託契約における債務不履行について、相手方と和解による解決を図るため地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

- (1) 相手方は、消防設備点検業務に係る委託契約において債務不履行のあった6施設について、未実施の業務費相当額（平成25年度から令和3年度までにおける契約分に限る。）金647,440円を市に支払う。
- (2) 本件和解のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- (3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

住宅新築資金等貸付事業により貸し付けた住宅新築資金等貸付金及びその利息並びにそれらに係る遅延損害金について、債務者の生活困窮及び破産免責等により、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権を放棄したものである。

放棄した債権額

件数 4件

金額 11,835,036円及び遅延損害金

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 9件

金額 61,548円